

議案第78号

瀬戸内市B & G海洋センター条例の一部を改正することについて

瀬戸内市B & G海洋センター条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年11月26日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

各施設における市内・市外利用者の受益者負担のあり方について、統一した基準に基づく使用料設定を行うため。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市B & G海洋センター条例の一部を改正する条例

瀬戸内市B & G海洋センター条例（平成16年瀬戸内市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第14条関係)

B&G海洋センター使用料

(単位 円)

施設名		単位		市内在住者又は市内在勤(学)者		その他の者
				高校生以下	一般	
①体 育館	アリーナ	1／2面	1時間当たり	200	400	1,200
		全面	1時間当たり	400	800	2,400
	サブアリー ナ	1／2面	1時間当たり	100	200	600
		全面	1時間当たり	200	400	1,200
	トレーニン グルーム	1回当たり		200		400
	ミーティン グルーム	1時間当たり		100	200	400
冷暖房		1時間当たり		200		
②プール		個人	1回当たり	100	200	400
③上記以外のスペ ース (営利又は宣伝を 目的とする場合に 限る。)		1平方メー トル	1時間当たり	20		
備考		1 1時間に満たない時間は、1時間とする。 2 利用時間は、準備及び後始末を含んだ時間とする。 3 営利又は宣伝を目的とする場合の使用料は、その他の者の使用料に2を乗じて得た金額とする。ただし、冷暖房又は③のスペースの利用に係る使用料は、この限りでない。 4 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数面積は、1平方メートルとする。				

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 瀬戸内市B & G海洋センター条例(平成16年瀬戸内市条例第87号)新旧対照表

現行						改正後					
別表(第14条関係) B&G海洋センター使用料						別表(第14条関係) B&G海洋センター使用料					
施設名		単位		市内在住者又は 市内在勤(学)者	その他の 者	施設名		単位		市内在住者又は 市内在勤(学)者	その他の 者
				高校生	一般					高校生	一般
体 育 館	アリーナ	1/2面	1時間当たり	200	400	1,200	アリーナ	1/2面	1時間当たり	200	400
		全面	1時間当たり	400	800	2,400		全面	1時間当たり	400	800
サブアリー ナ	サブアリー ナ	1/2面	1時間当たり	100	200	600	サブアリー ナ	1/2面	1時間当たり	100	200
		全面	1時間当たり	200	400	1,000		全面	1時間当たり	200	400
トレーニン グルーム	ミーティン グルーム	1回当たり		200	400		トレーニン グルーム	1回当たり		200	400
温水シャワ ー	プール	1設備	個人1回当たり	100	200	400	ミーティン グルーム	1時間当たり		100	200
		冷暖房を利用したときは、1時間につき200円を 加算する。						冷暖房		200	
屋外スペース (商業利用)	屋外スペース (商業利用)	個人	1回当たり	100	200	400	②プール	個人	1回当たり	100	200
		1平方メートル	1日当たり			20		1平方メートル	1時間当たり	400	
プール使用以外の使用時とする。						③上記以外の スペース (営利又は宣 伝を目的とす る場合に限 る。)					

備考

- 1 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 2 利用時間は、準備及び後始末を含んだ時間とする。
- 3 営利又は宣伝を目的とする場合は、上記使用料に2を乗じて得た金額とする。
- 4 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数面積は、1平方メートルとして計算する。

備考

- 1 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 2 利用時間は、準備及び後始末を含んだ時間とする。
- 3 営利又は宣伝を目的とする場合の使用料は、他の者の使用料に2を乗じて得た金額とする。ただし、冷暖房又は③のスペースの利用に係る使用料は、この限りでない。
- 4 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数面積は、1平方メートルとする。

瀬戸内市教育委員会規則第 号

瀬戸内市B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市B & G海洋センター条例施行規則（平成16年瀬戸内市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中

「

ミーティングルーム冷暖房	:	:	
温水シャワー	:	:	
プール（邑久）	:	:	
プール（長船）	:	:	
屋外スペース（m <sup>2</sup> ）	:	:	

」を

「

ミーティングルーム冷暖房	:	:	
プール（邑久）	:	:	
プール（長船）	:	:	
上記以外のスペース（m <sup>2</sup> ）	:	:	

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

瀬戸内市B & G海洋センター条例施行規則(平成16年瀬戸内市教育委員会規則第29号)新旧対照表

現行	改正後																											
様式第1号(第2条関係) 略 <table border="1"><tr><td><u>ミーティングルーム冷暖房</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>温水シャワー</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>プール（邑久）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>プール（長船）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>屋外スペース（m<sup>2</sup>）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr></table>	<u>ミーティングルーム冷暖房</u>	:	:	<u>温水シャワー</u>	:	:	<u>プール（邑久）</u>	:	:	<u>プール（長船）</u>	:	:	<u>屋外スペース（m<sup>2</sup>）</u>	:	:	様式第1号(第2条関係) 略 <table border="1"><tr><td><u>ミーティングルーム冷暖房</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>プール（邑久）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>プール（長船）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>上記以外のスペース（m<sup>2</sup>）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr></table>	<u>ミーティングルーム冷暖房</u>	:	:	<u>プール（邑久）</u>	:	:	<u>プール（長船）</u>	:	:	<u>上記以外のスペース（m<sup>2</sup>）</u>	:	:
<u>ミーティングルーム冷暖房</u>	:	:																										
<u>温水シャワー</u>	:	:																										
<u>プール（邑久）</u>	:	:																										
<u>プール（長船）</u>	:	:																										
<u>屋外スペース（m<sup>2</sup>）</u>	:	:																										
<u>ミーティングルーム冷暖房</u>	:	:																										
<u>プール（邑久）</u>	:	:																										
<u>プール（長船）</u>	:	:																										
<u>上記以外のスペース（m<sup>2</sup>）</u>	:	:																										
(以下略)	(以下略)																											
様式第2号(第3条関係) 略 <table border="1"><tr><td><u>ミーティングルーム冷暖房</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>温水シャワー</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>プール（邑久）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>プール（長船）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>屋外スペース（m<sup>2</sup>）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr></table>	<u>ミーティングルーム冷暖房</u>	:	:	<u>温水シャワー</u>	:	:	<u>プール（邑久）</u>	:	:	<u>プール（長船）</u>	:	:	<u>屋外スペース（m<sup>2</sup>）</u>	:	:	様式第2号(第3条関係) 略 <table border="1"><tr><td><u>ミーティングルーム冷暖房</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>プール（邑久）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>プール（長船）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>上記以外のスペース（m<sup>2</sup>）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr></table>	<u>ミーティングルーム冷暖房</u>	:	:	<u>プール（邑久）</u>	:	:	<u>プール（長船）</u>	:	:	<u>上記以外のスペース（m<sup>2</sup>）</u>	:	:
<u>ミーティングルーム冷暖房</u>	:	:																										
<u>温水シャワー</u>	:	:																										
<u>プール（邑久）</u>	:	:																										
<u>プール（長船）</u>	:	:																										
<u>屋外スペース（m<sup>2</sup>）</u>	:	:																										
<u>ミーティングルーム冷暖房</u>	:	:																										
<u>プール（邑久）</u>	:	:																										
<u>プール（長船）</u>	:	:																										
<u>上記以外のスペース（m<sup>2</sup>）</u>	:	:																										
(以下略)	(以下略)																											
様式第3号(第4条関係) 略 <table border="1"><tr><td><u>ミーティングルーム冷暖房</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>温水シャワー</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>プール（邑久）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>プール（長船）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>屋外スペース（m<sup>2</sup>）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr></table>	<u>ミーティングルーム冷暖房</u>	:	:	<u>温水シャワー</u>	:	:	<u>プール（邑久）</u>	:	:	<u>プール（長船）</u>	:	:	<u>屋外スペース（m<sup>2</sup>）</u>	:	:	様式第3号(第4条関係) 略 <table border="1"><tr><td><u>ミーティングルーム冷暖房</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>プール（邑久）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>プール（長船）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr><tr><td><u>上記以外のスペース（m<sup>2</sup>）</u></td><td>:</td><td>:</td></tr></table>	<u>ミーティングルーム冷暖房</u>	:	:	<u>プール（邑久）</u>	:	:	<u>プール（長船）</u>	:	:	<u>上記以外のスペース（m<sup>2</sup>）</u>	:	:
<u>ミーティングルーム冷暖房</u>	:	:																										
<u>温水シャワー</u>	:	:																										
<u>プール（邑久）</u>	:	:																										
<u>プール（長船）</u>	:	:																										
<u>屋外スペース（m<sup>2</sup>）</u>	:	:																										
<u>ミーティングルーム冷暖房</u>	:	:																										
<u>プール（邑久）</u>	:	:																										
<u>プール（長船）</u>	:	:																										
<u>上記以外のスペース（m<sup>2</sup>）</u>	:	:																										
(以下略)	(以下略)																											

様式第4号(第5条関係)

略

<u>ミーティングルーム冷暖房</u>	：	：	
<u>温水シャワー</u>	：	：	
<u>プール（邑久）</u>	：	：	
<u>プール（長船）</u>	：	：	
<u>屋外スペース（m<sup>2</sup>）</u>	：	：	

(以下略)

様式第5号(第6条関係)

略

<u>ミーティングルーム冷暖房</u>	：	：	
<u>温水シャワー</u>	：	：	
<u>プール（邑久）</u>	：	：	
<u>プール（長船）</u>	：	：	
<u>屋外スペース（m<sup>2</sup>）</u>	：	：	

(以下略)

様式第4号(第5条関係)

略

<u>ミーティングルーム冷暖房</u>	：	：	
<u>プール（邑久）</u>	：	：	
<u>プール（長船）</u>	：	：	
<u>上記以外のスペース（m<sup>3</sup>）</u>	：	：	

(以下略)

様式第5号(第6条関係)

略

<u>ミーティングルーム冷暖房</u>	：	：	
<u>プール（邑久）</u>	：	：	
<u>プール（長船）</u>	：	：	
<u>上記以外のスペース（m<sup>3</sup>）</u>	：	：	

(以下略)